



# 株券電子化後の状況と今後の課題

---



平成21年1月27日

株式会社証券保管振替機構

調査企画部長 田村嘉章

# 1. 株券電子化後の状況

## ①株式等振替制度(株券電子化)の開始状況

### ○ 移行銘柄数等 (平成21年1月5日現在)

	移行銘柄数	移行残高(概数)
株式	3,871 銘柄 (※1)	3,857 億株 (※1)(※2)(※3)
新株予約権付社債	71 銘柄	1兆3,173 億円
投資口	43 銘柄	790 万口 (※3)
優先出資	1 銘柄	34 万口 (※3)

※1 施行日において機構取扱廃止となる銘柄(21銘柄)は含まれない。

※2 施行日直前に実施された株式分割等による増加残高分を含む。

※3 特別口座への新規記録分は含まれない。

### ○ 機構加入者数等 (平成21年1月5日現在)

	社数
機構加入者	266 社 (※1)
間接口座管理機関	56 社 (※2)(※3)
資金決済会社	74 社
発行・支払代理人	16 社
株主名簿等管理人	7 社

※1 施行日において参加者から間接口座管理機関に移行する(一時的に機構加入者となる)もの(5社)を含む。

※2 外国間接口座管理機関を含む。

※3 同一の金融機関が複数の口座管理機関を直近上位機関としている場合であっても、1社としてカウントしている。

## ②株券電子化による主な制度的進展等について

- 株券等の印刷費用や印紙税、運搬や保管にかかるコストが不要
- 株券等の発行や管理にかかる事務コストの削減
- 株券等の紛失や盗難、偽造等のリスクの排除
- 株主確定に係る日数の短縮
- 発行会社の請求による総株主通知が可能（※1）
- 発行会社による振替口座簿記録事項（株主情報）の情報提供請求が可能（※2）
- 配当金受領方法が多様化（登録配当金受領口座方式、株式数比例配分方式の導入）
- 株式、新株予約権付社債等について、発行時DVP方式による新規記録が可能

等

※1 社債、株式等の振替に関する法律151条8項の「正当な理由」が必要。

※2 社債、株式等の振替に関する法律277条の「正当な理由」が必要。

## 2. 株券電子化後の決済制度改革について

### ①証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキング・グループの設置について

株券電子化の実現後において、証券取引の清算・決済システムの継続的な改善を図るため、清算・決済制度のインフラストラクチャーを担う機関である東京証券取引所、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構は、合同でワーキング・グループを設置し、お互いに協力・連携を行うことで実現を促進できる課題について、参加者の意見を広く募りつつ、実務的な見地から検討を行うこととしている(H20.9～)。

#### 【これまでの主な検討結果等】

項目	5日目決済の廃止について	期間売買停止の廃止について
現状	現在、株券等の取引所取引においては、原則として、約定日から起算して4日目の日に決済が行われるが、その4日目の日が権利確定日に該当する場合には、例外として、5日目の日に決済が行われている。	現行、株式併合又は単元株式数の増加等(株券電子化前の株券提出)を伴う株式分割が行われる場合には、権利落日(株式併合等の効力発生日の4営業日前の日)から権利確定日(効力発生日の前営業日)までの間(4営業日間。5日目決済廃止後にあっては3営業日間となる。)は、売買停止をしている。これは、株券電子化前に株券提出に伴い流通する株券が減少した状態で株券の売買を行うと、価格形成上の問題及び受渡事務上の問題が生じるおそれがあるためである。
検討結果	4日目決済と5日目決済が並存する現状は、効率性及び利便性の面で課題があると考えられること、また、5日目決済は、日本特有の制度であり非居住者の投資家には分かりにくいとの指摘があることから、株券電子化実施後の準備が整ったところで債券以外の有価証券を対象として、5日目決済を廃止することとする。	株券電子化により、上場株券については株券提出が廃止され流通株券が減少する状態が生じなくなるため、投資家への売買機会の提供の観点から、期間売買停止を廃止することとする。なお、現行制度の下で売買停止が行われている期間の普通取引については、その決済が株式併合等の後において行われることから、効力発生「後」の売買単位で行うこととする。
実施時期	5日目決済の廃止及び期間売買停止の廃止について、平成21年11月を実施目標として広く関係者から意見を募ったうえで準備を進める予定	

## ②株券電子化後の主な決済制度改革項目として考えられるもの

証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキング・グループでは、5日目決済の廃止等のほか、株券電子化後の決済制度改革項目として考えられるものとして、以下のような意見が出されている。当ワーキング・グループ事務局としては、これらの意見を踏まえ、その妥当性や優先順位等を勘案しつつ、実務的な見地から引き続き検討を行っていきたいと考えている。

### 【合同ワーキング・グループにおいて出された主な意見】

#### 【リスク排除/限定策】

- ・ 決済インフラ機関によるフェイル・カバー・レンディング
- ・ レンディングのDVP決済の実現

#### 【リスク管理の容易性の確保】

- ・ 振替可能時間の拡大
- ・ 前日振替請求の当日取消し

#### 【決済システムの効率性向上策】

- ・ 清算機関の機能連携等